

各務原市指名競争入札参加者選定要綱

(昭和43年1月31日決裁)

(趣旨)

第1条 各務原市契約規則（昭和39年規則第9号。以下「規則」という。）第3章により指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の選定に必要な事項は、別に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(資格の審査)

第2条 入札参加資格審査申請書を提出した者の資格審査は、次の各号の種類に応じ当該各号に掲げる事項並びに申請書及び添付書類を審査するものとする。

(1) 建設工事の請負 建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）に定める項目

(2) 建設・測量コンサルタント等の請負、製造の請負、物件の買入れ等

ア 年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 職員数

エ 営業年数

(資格の格付)

第3条 建設工事の請負の種類に関する審査に合格した者の資格の格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査の結果数値に基づいて、別表により区分して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該資格を備えているものとみなす。

(1) 当該工事に相応する等級に属する者がいないため、上位又は下位の業者を選定する必要があると認められるとき。

(2) 地元業者を選定することにより、その工事が適正な施行を期し得ると認められるとき。

(3) 災害復旧工事等で緊急を要する工事を施行するとき。

(4) その他特に必要があると認められるとき。

(指名基準)

第4条 競争入札に参加する者を指名しようとするときは、競争入札参加者名簿に記載された者の中から、次の各号に掲げる事項に留意して指名しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 能力、技術的適性
- (3) 地理的な条件
- (4) 手持事業量の状況
- (5) 経営状況
- (6) 安全管理の状況
- (7) 工事成績
- (8) 労働福祉の状況
- (9) 地域社会への貢献度
- (10) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況

2 前項の場合において、建設工事に係る請負契約について指名しようとするときは、別表に定める設計額等に応じ、前条の資格の格付に基づいて行うものとし、本市と工事の請負実績のある者については、当該工事について検査員が工事施工能力に関する主観的事項を別に定める方法により審査し、採点した結果も考慮するものとする。

(秘密の保持)

第5条 市長及び市長から契約の締結を委任された者は、指名競争入札参加者選定について、秘密の保持に注意しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和43年3月1日から実施する。

附 則 (昭和49年2月20日決裁)

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月23日決裁)

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年6月15日決裁)

この要綱は、昭和５６年７月１日から施行する。

附 則（昭和６３年７月８日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成２年３月３１日決裁）

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附 則（平成８年４月１１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成１８年３月２４日決裁）

１ この要綱は、平成１８年３月２４日から施行する。

２ 改正後の各務原市指名競争入札参加者選定要綱の規定は、平成１８年度の予算に係る契約及び入札参加資格審査から適用する。

附 則（平成２０年３月３１日決裁）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月２５日決裁）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日決裁）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年１月１５日決裁）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和元年６月３日決裁）

この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２８日決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和８年８月６日決裁）

この要綱は、令和９年４月１日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

等級	A	B	C
数値	890点以上	750点以上890点未満	750点未満
土木一般	1,500万円以上	4,000万円未満	1,500万円未満
建築一般	1,500万円以上	500万円以上1億5,000万円未満	3,000万円未満
電気工事	500万円以上	200万円以上6,000万円未満	3,000万円未満
管・水道施設・その他	500万円以上	200万円以上6,000万円未満	1,500万円未満